〈編集後記〉

昔の攻撃的侵入者ナギも今では聖なる樹

神事に榊葉が使われる習俗は，広く日本に定着している。但し，榊葉が容易に入手できる地域においてのみであることは言うまでもない。KONCの版図である近畿圏はサカキを擁する照葉樹林の版図でもあるので，なぜか近畿圏に居座ってしまった田舎者の私にも，この習俗は皮膚感覚にぴったりくる。しかし，良く知られた奈良の春日大社では，サカキではなくナギの葉が神事に使われている。日々の祈禱などにとどまらず，「立て榊」という榊の名を冠した特別の神事にもナギが使われている。事情を知らなかった過去には，「春日大社がその格式を誇示する経営戦略として，他の神社ではほとんど使われないナギの葉を使っているのかも知れない？」などという，神と大社を冒瀆する不敬な疑問を持ったこともあった。ある時は，「ナギの語はサンスクリットの竜(蛇)神ナーガに通じ，聖なる樹として昔からあがめ奉られたのかも知れない？」などと，勝手に思いこむことにしたこともあった。ナギは凪に通じ，漁労に出かける前の清めや安全祈願の神事にも使われるという。

奈良女子大学で長年ご活躍された菅沼先生や故小清水先生によれば，ナギの自生地は奈良市近郊には元来無い。このため，「春日大社の社寺林である御蓋山のナギ林は，献木に由来する。」と言う説を，両先生は述べられている。そうであるとすれば，聖なる神の樹ナギもかつては立派な侵入者であったことになる。春日大社の説明によっても，「昔は御蓋山から容易に採取できた榊葉が，ある時代から採取できなくなり，サカキの葉の代用としてナギの葉を用いるようになった。」ということであるから，両先生の御説の正しさが理解できる。ところで，このナギの樹は，ナギラクトンという他の植物の成長を強力に阻害する生理活性物質をもつことが，大阪市立大学の林先生らによって化学的に解明されている。従って，ナギは単なる平和主義的侵入者ではなく，毒物質を操る攻撃的侵入者であったはずである。このような侵入者は，概してその根絶が困難であり，エコロジストや自然保護運動家に嫌われがちな生物となる場合が多い。しかし，ナギはそうではなかった。人々に敬われ，その生き様の果てに神の木となってしまった。

本号では，侵入者の引き起こす自然保護上の諸問題を多面的に検討した，６月のKONCシンポジウムの報告と議論を特集記事とした。貴重な原稿を頂いたシンポジウムの演者の方々に感謝致します。また，絶滅種の原稿を頂いた村田先生，林木育種による遺伝子汚染問題の原稿を頂いた四手井先生，いつも分厚い原稿で会報を支えて下さっている村上先生，啓発に満ちた随筆の岡田さんに感謝致します。前編集責任者の山岸先生のお骨折りで，吉良，川那部両先生という碩学の対談が実現し，その記事を特別掲載することができました。三名の先生方に感謝致します。なお，山岸先生は1997年４月から京都大学理学部にめでたくも栄転されることになりましたので，先生の旧職場だった大阪市立大学周辺は少し寂しくなるかも知れません。また，諸般の事情から，会報を皆様のお手元にお届けするのが大幅に遅れてしまったことを，深くお詫び致します。

（山倉拓夫）

関西自然保護機構

顧問

吉良　竜夫　　四手井綱英

会長

千地　万造

副会長

川那部浩哉　　小川　房人　　菅沼　孝之

理事長

牧　　岩男

理事

江崎　保男　　小林　圭介　　熊井　久雄　　村上　興正
布谷　知夫　　佐藤　治雄　　武田　明正　　渡辺　弘之
山岸　　哲　　山倉　拓夫

編集委員会（*責任者）

朝日　　稔　　原田　英司　　河野　昭一
布谷　知夫　　菅沼　孝之　　山岸　　哲
山倉　拓夫*

資料収集委員会（*責任者）

布谷　知夫*　　佐藤　治雄　　山西　良平

会計監事

御勢久右衛門　　依田　恭二

事務局員

長島　正子

関西自然保護機構への入会その他のお問い合わせは
事務局あるいは上記の理事まで、お願いします。

お 願 い

1．本機構では会報の他に「ＫＯＮＣニュース」を年若干回発行しています。各地の自然保護に関するニュースを原稿用紙（400字詰）５枚以内でお寄せ下さい。

2．本機構では，次のものについて原則として発表先を問わず業績番号をつけることにしましたので御協力下さい。

1）本機構が事業として行った調査研究成果

2）本機構が助成金を交付した調査研究成果

3）会報その他，ＫＯＮＣ出版物に掲載した調査研究論文

4）上記研究から派生して得られた結果，あるいは会員が業績番号を付した方が良いと判断されたもの

本機構の出版物以外に投稿された場合の業績番号を入れる位置は，各出版物の規定に従ってください。ただし，和・欧文とも下記の表現をお使い下さい。

関西自然保護機構業績第　　号

Contribution from Kansai Organization for Nature Conservation, no. _____

番号はその都度，編集委員会にお問合わせ下さい。

3．投稿規定は，会報の奇数号に掲載します。